



薬生審査発1127第1号
薬生安発1127第1号
平成27年11月27日

各

都道府県
保健所を設置する市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

「サリドマイド製剤、レナリドミド製剤及びポマリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について（医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼）」の訂正について

医薬品、医療機器等に関する行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「サリドマイド製剤、レナリドミド製剤及びポマリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について（医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成27年11月4日付け薬生審査発1104第1号・薬生安発1104第1号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長及び安全対策課長連名通知）（以下「本通知」という。）をお送りさせていただいたところですが、別紙のとおり訂正いたします。また、御参考までに訂正後の本通知を同送いたします。

(別紙)

箇所	正	誤
本文	平成25年3月12日付け薬食審査発 0312第2号・薬食安発0312第1号 厚生労働省医薬食品局審査管理課 長及び安全対策課長連名通知	平成25年3月12日付け薬食審査 0312第2号・薬食安発0312第1号 厚生労働省医薬食品局審査管理課 長及び安全対策課長連名通知
記の(2) の①	患者が定期確認票を記入するタイ ミング以外の診察時・ <u>調剤時</u> の確 認・説明は、毎回、全ての患者に 一律に同一項目について行うので はなく、患者の病態や理解度等に 応じて処方医師及び薬剤師の判断 により実施する。	患者が定期確認票を記入するタイ ミング以外の診察時の確認・説明 は、毎回、全ての患者に一律に同 一項目について行うのではなく、 患者の病態や理解度等に応じて処 方医師及び薬剤師の判断により実 施する。

(下線部 訂正箇所)